



知っとく！講座 vol.1

～ 個人年金保険料控除で税金の負担を減らそう！ ～

個人年金保険の保険料は、税法上の要件を満たす場合、**「個人年金保険料控除」**の対象となります。

※税法上の要件を満たさない個人年金保険の保険料は「一般生命保険料控除」の対象となります

個人年金保険料控除の対象となる契約は？



・**個人年金保険料税制適格特約**を付加していること

所得税の控除額

年間保険料	年末調整で控除される金額
20,000円以下	全額
20,000円を超え40,000円以下	支払った保険料等の金額の合計額×1/2 + 10,000円
40,000円を超え80,000円以下	支払った保険料等の金額の合計額×1/4 + 20,000円
80,000円を超える	一律40,000円

住民税の控除額

年間保険料	年末調整で控除される金額
12,000円以下	全額
12,000円を超え32,000円以下	支払った保険料等の金額の合計額×1/2 + 6,000円
32,000円を超え56,000円以下	支払った保険料等の金額の合計額×1/4 + 14,000円
56,000円を超える	一律28,000円



保険料 年間 80,000円の場合

所得税10%の人は4,000円戻ってくる♪

所得税 : 40,000円 × 5% = 2,000円

→ 年末調整で戻ってきます

住民税 : 28,000円 × 10% = 2,800円

→ 翌年の住民税から引かれます

年間で 4,800円もお得！！



お給料が増えると、所得税の税率が変わるのでもっと、所得税が戻ってきます！

年間 80,000円の保険料を支払うと、年間4,800円も得するのね！
利息に換算すると6%！！
これはお得♪ ちりつも、ちりつも～



たくさん入らなくてもいいけど、控除分くらいは入った方がいいよね

